

水害にあった家屋の対応

2023年7月大雨 秋田市（内水氾濫）編

JV  AD

技術系専門委員会

復旧ロードマップ

罹災証明申請
火災保険確認・請求

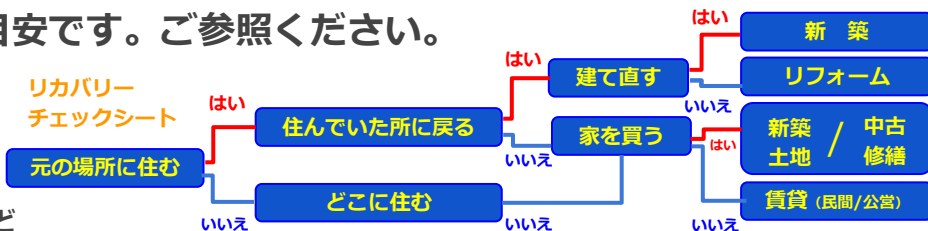
被災後の復旧についての大まかな目安です。ご参照ください。

生活
について

罹災証明
保険

住宅修繕資金計画

保険金・支援金・減免制度など
資金計画（融資/自己資金）家計の見直しなど



家屋
について

写真記録

家財搬出

写真や大切なもの保護
災害廃棄物搬出など

リフォームする場合は

家屋処置

新たな生活へ

新築

新たに家を建て直し住みます

リフォーム

家を修繕して再び住みます

住み替え

引っ越して別の住居に住みます

写真を撮る

家屋=4方向
家財=各部屋
罹災証明・保険手続きに
有効



被害認定の目安

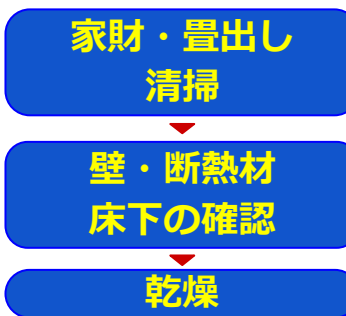
※認定基準はあくまで目安です

全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上
中規模半壊	30%以上
半壊	20%以上
準半壊	10%以上
一部損壊	10%未満

木造・プレハブ住家の
部位別構成比

部位名称	構成比
屋根	15%
柱（又は耐力壁）	15%
床（階段含む）	10%
外壁	10%
内壁	10%
天井	5%
建具（襖・戸・サッシ・障子など）	15%
基礎	10%
設備（水回り・給湯器など）	10%

家屋処置の手順



自分でできない時は
災害ボランティアセンターへ
相談してください

秋田市災害ボランティアセンター
018-862-7445

五城目町社会福祉協議会
018-852-5192

「公費解体」制度について
特例処置により、家屋の解体
を公費で行う事ができる制度。
自治体や災害規模により内容
も変わってきます。

本資料は災害支援ネットワ
ークおかやま被災家屋部会
が発行する資料を元に、令
和5年7月秋田県大雨による
災害支援のためにJVOAD
技術系専門委員会の監修で
作成しております。

被災後にすべきこと（手続き編）

被災後すべきこと 生活再建編 その1

最初にすること

罹災証明 被災したことを
証明する証明書

全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊など
被災の程度が示されます

被災者支援に関する**各種手続きに必要**

受けられる支援や特例措置 相談先は行政の場合、民間の場合それぞれあります

もらえる	支援金・義援金・物資・食事配給等
借りられる	再建資金・生活資金等
減免される	税・保険料・公共料金・債務（ローン）等
猶予される	年金・各種支払い等
受けられる	仮設住宅・応急修理・各種サービス等

① 被害状況の**写真を撮る**

片付けを始める前に！

家屋 = 4方向
家財 = 各部屋

各部屋
家財・家電も撮影

浸水跡が
分かるように

② 相談窓口で**手続**

罹災証明相談窓口
特設テントが出る場合も
あります

罹災証明

その後
被害認定調査があります

③ 書類交付

市町村窓口
出張所等で
罹災証明書が
交付されます

罹災証明書



被災後すべきこと 生活再建編 その2

罹災証明取得後に**する**

各種手続き

それぞれ個別に手続きが必要です！

減免・猶予手続き 税・保険料・公共料金・
年金・各種支払い等



行政へ

被災者生活再建支援制度

支援金

基礎支援金

住宅の被害程度などに
応じて支給

加算支援金

住宅の再建方法などに
応じて支給

義援金

集められた寄付金が自治体を通じ
被災された**人**に直接届けられる



保険会社

火災保険 自動車保険
 生命保険・傷害保険



まずは加入している保険会社に連絡

証書を失くして自分の入っている保険が**わからない**とき

生命保険協会「災害地域生保契約センター」 日本損害保険協会「自然災害等損保契約センター」
☎ 0120-001731（平日 9:00-17:00） ☎ 0120-501331（平日 9:15-17:00）

債務（ローン）

弁護士へ相談

メリット
・破産しなくてよい場合も
・信用情報に影響しないことも
・生活再建・事業再建しやすい

「自然災害債務整理ガイドライン」に基づき
債務が減免される場合があります



無料相談窓口が設置されることもある

令和5年7月14日以降の大雨により被災された方の 支援制度（秋田市HPより支援金に関わる部分を抜粋）

（2023年8月31日時点）

被災者生活再建支援制度

災害により住家に被害を受けた世帯に対し、被害の程度と再建方法に応じて支援金を支給します。

【支給額】 **18万7,500円～300万円** ※罹災判定、住宅の再建方法、世帯構成によって異なる

秋田市災害見舞金

住家で床上浸水以上の被害と判定された方に本市より見舞金を給付します。8月4日から順次、対象となった方へ災害見舞金に関する通知をお送りしておりますので、通知が届きましたら速やかにご返送をお願いします。

【災害見舞金の額】

・全壊または流失 10万円

・半壊または床上浸水 5万円

秋田県災害り災者見舞金

（1）死者または行方不明者が生じた世帯 **60万円**

（2）精神又は身体に著しい障害を受けた者が生じた世帯 **60万円**

（3）住宅を全壊、流失、半壊または床上浸水した世帯

●自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失の場合 **60万円**

半壊、床上浸水の場合 **20万円**

●借家で現に居住している家屋の被災世帯主

全壊、流失の場合 **20万円**

半壊、床上浸水の場合 **6万円**

被災後にすべきこと（家屋対応編）

家屋の対応の流れ

① 写真を撮る

③ 工務店等
への相談

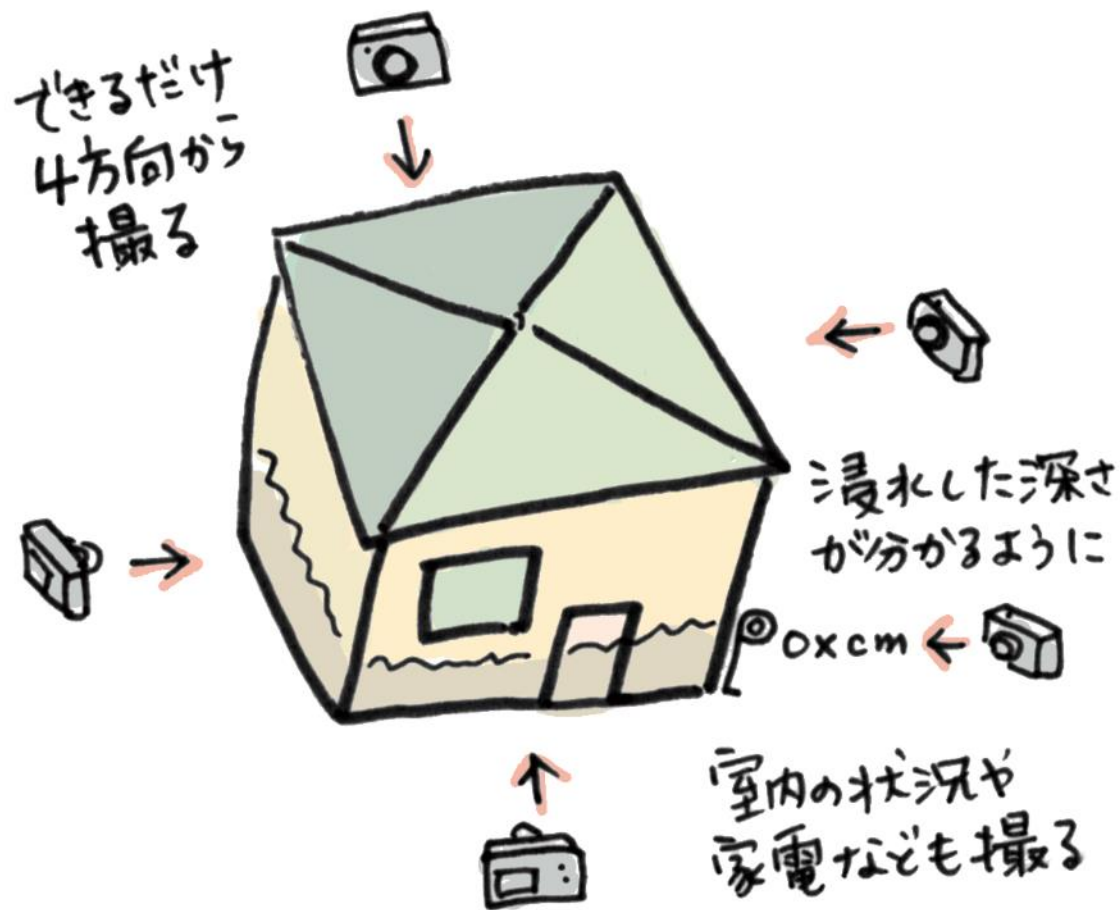
⑤ 乾燥



② 家財・畳
出し・清掃

④ 壁・断熱材・
床下の確認

① 写真を撮る



出典：震災がつなく全国ネットワーク



②家財・畳出し・清掃

●作業を行なう際の服装

安全第一で進めましょう。衛生管理や体調管理が重要です



②家財・畳出し・清掃

●作業を行なう際のポイント

- 家具や家電は「そのまま使えるもの」、「乾燥させて使うもの」、「処分するもの」に分別する
- 人手が必要なときは、災害ボランティアセンターに相談しボランティアにきてもらう
- ごみを分別する ※分別方法は次のページに記載
- 濡れた写真やアルバムは広げて干しておく
- 食器などは消毒する

▼ 濡れた写真を乾かす様子



©ピースボート災害支援センター



ベンザルコニウム塩化物（オスバンなど）や次亜塩素酸（ハイターなど）で消毒する

出典：震災がつなぐ全国ネットワーク 8

災害ごみの出し方について（分別について）

あらかじめ分別して搬入（秋田市総合環境センター）してください。また、大きなごみ以外は、できるだけ種類ごとに透明または半透明の袋に入れてください（資源化物用袋などの指定袋でなくてもかまいません）。

注意事項

- ・生ごみは、通常のごみ収集日に集積所に出してください。
- ・冷蔵庫の中に入っている食品などはすべて出してください。
- ・ガラス片や釘などでけがをしないようご注意ください。

- 可燃物（家庭ごみ）
- 家電
- 金属くず
- 木くず
- 畳
- 布団類
- コンクリートくず
- 不燃物
- 危険物

出典：秋田市 災害ごみの戸別収集について

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1039305/1039386.html>

災害ごみの出し方について

(ご自身で搬入する場合)

秋田市総合環境センターに搬入してください。

1. 秋田市総合環境センター

申請により処理手数料を免除します。計量所で災害ごみであることを伝えてください。事務所で必要書類を記入していただきます。

- **受入曜日：月曜日から土曜日（日曜日・祝日を除く）**
- **開場時間：午前8時～午後4時30分（午前4時30分は閉門時間ですので、目安として4時までに入場し、閉門時間内の退出をお願いします。）**

出典：秋田市 災害ごみの戸別収集について

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1039305/1039386.html>

災害ごみの出し方について

(戸別収集について)

災害ごみ仮置き場等への搬入ができないご家庭を対象に災害ゴミを収集しています。必要な場合は、環境都市推進課（電話：018-888-5709）へお申し込みください。

収集の方法

- お申し込みがあったお宅の敷地内にある災害ごみを回収します
- 立ち合いの必要はありません

- 「災」と記載し、道路に近い敷地内にまとめて置いてください
- 袋に入るゴミは、透明・半透明の袋に「災」と記入し、家庭ごみの収集日に集積所に排出
- テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機も浸水したものは収集します
- 収集されていない災害ごみは、環境都市推進課にご連絡ください



出典：秋田市 災害ごみの戸別収集について

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1039305/1039386.html>

②家財・畳出し・清掃

自分で出来ないときは災害ボランティアセンターへ相談してください。

例えばこんなお手伝いができます！

- 濡れた畳をあげる作業
- 不要になった家具や家電の運び出し
- 家屋内の片付け
- そうじ（床、窓、家具など）
- 災害ごみのまとめ、自宅前までの搬出
- 家屋外の片付け（小屋、庭など）

○床上浸水世帯で一人暮らしの高齢者など、自分で片付けできない頼れる方がいない方を優先させていただきます。

▼問い合わせ・連絡先

秋田市ボランティアセンター（秋田市社会福祉協議会）

秋田市八橋南一丁目8-2

電話：018-862-7445（受付：9:00~17:00）

FAX：018-863-6068

③工務店、保険会社、自治体等への相談

住宅再建については以下の流れで相談をするようにしてください。

1. 大工さん等家を建ててもらった人（工務店、大工さん、メーカーの担当者など）へ連絡を取る。
1. 家屋の修繕作業として、壁内部の断熱材、壁紙の下地ボード、床板、床下の断熱材の撤去や修繕方法、スケジュール、費用について確認する。

③工務店、保険会社、自治体等への相談

修繕費は加入している**火災保険**や**住宅に関する支援制度**で、一部の費用を補填できる可能性があります。

・火災保険

加入している保険会社の事故受付窓口にお問い合わせを
してください。保険証書（証券）がある場合はお手元
にお持ちください（必須ではありません。）

※保険証書（証券）を失くして自分またはご家族の入っている保険がわからないときは以下のいずれかの窓口にお問い合わせをしてください。

- ・生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」 0120-001731（平日 9:00-17:00）
- ・日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」 0120-501331（平日 9:15-17:00）

③工務店、保険会社、自治体等への相談

・住宅に関する支援制度 (2023年8月31日時点)

秋田市役所へ問い合わせをして、ご自身が対象となるかご相談ください。罹災証明書が必要となります。

問い合わせ先：都市整備部都市総務課 (電話018-888-5772)

1、秋田市住宅リフォーム支援事業

20万円以上(税込)の住宅の災害復旧工事について、工事費の一部を補助する制度です。

【補助額】 工事費の10% 上限5万円

※上記の補助額を工事終了後、市に申請する制度です。

2、住宅の応急修理制度

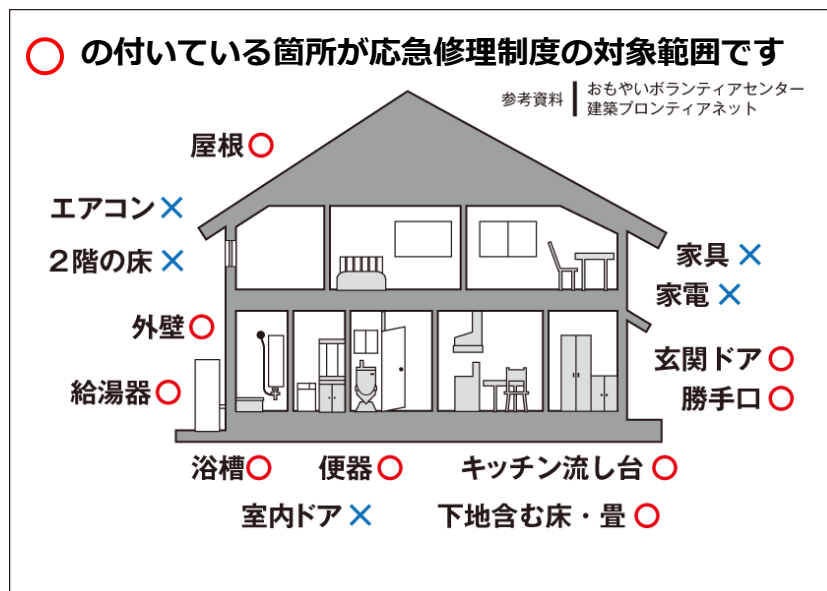
住宅が一定規模の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯を対象に、日常生活に必要不可欠な部分の最小限度の応急修理を秋田市が施工業者に依頼し、修理を行います。

【限度額】

・半壊以上：70万6千円以内(世帯)

・準半壊：34万3千円以内(世帯)

※上記の限度額が市から工業者に支払われる制度です



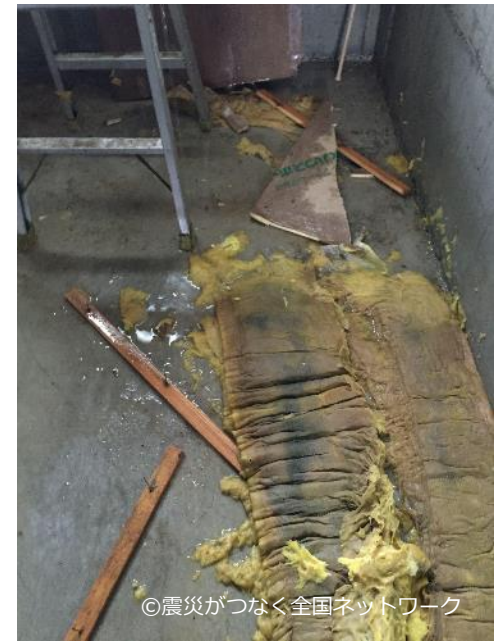
④ 壁・断熱材・床下の確認

注意！壁の裏や床下の断熱材

●壁の裏や床下の断熱材は、素材によっては水を吸収しやすいため、放置するとカビが生えます。



©震災がっなく全国ネットワーク



©震災がっなく全国ネットワーク

④壁・断熱材・床下の確認

■床下に泥や水がたまっていないか確認する

住宅が一度でも浸水したら、床下に水や泥が入り込んでいないかの確認をお勧めします。洋間(フローリングやじゅうたん敷き)の場合、点検口を増設してもらうなどして、確認をしましょう。水や泥がたまっている場合は、早めに取り除かないと、後になってカビや悪臭がする可能性が高まります。



①和室の床板をはがす



②床板に並び順を記入

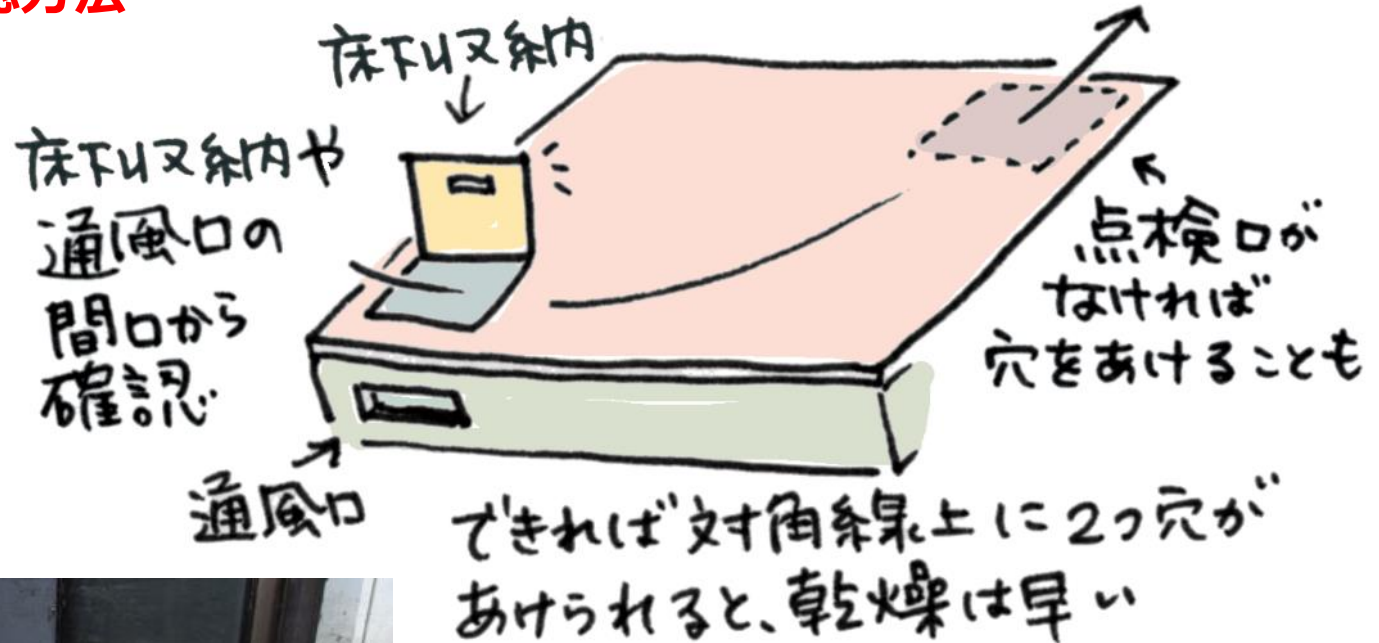


③床下にたまった泥

④壁・断熱材・床下の確認

洋室（フローリング・じゅうたんの部屋）

●床下の確認方法



出典：震災がつなぐ全国ネットワーク



©震災がつなぐ全国ネットワーク

水や汚泥がたまっていないかどうか確認

④ 壁・断熱材・床下の確認

● ボランティアが対応できます！

床下が濡れている。また床下の状態を確認してほしい方は、秋田市災害ボランティアセンターへ相談してください。

資機材の貸し出しを行います。ご自身で対処できない場合は専門のNPOがご自宅に伺い、床下に溜まった水抜きや乾燥作業を実施します。

▼ 問い合わせ・連絡先
秋田市ボランティアセンター
（秋田市社会福祉協議会）
秋田市八橋南一丁目8-2
電話：018-862-7445
FAX：018-863-6068

⑤ 乾燥

○ポイント

湿気がカビ、腐食、金物のサビ、悪臭の原因となります。
予防のために大切なのは

乾燥

です

○乾燥の期間

使用建材や工法、立地等によって異なりますが、

1~3

ヶ月程度は必要です

⑤乾燥

方法は

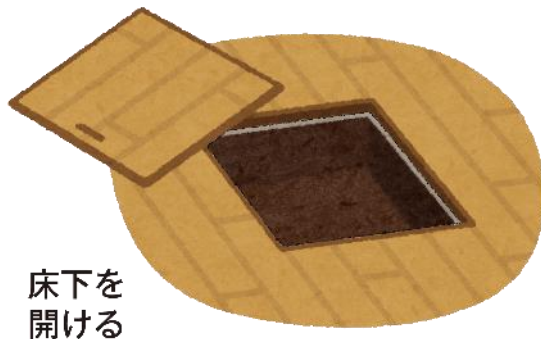
とにかく換気
湿気を防ぐ！

⑤ 乾燥（自然換気による乾燥）

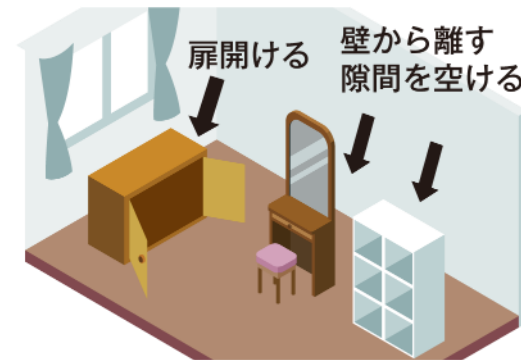
晴れた日は窓を開けて外気を取り入れる。



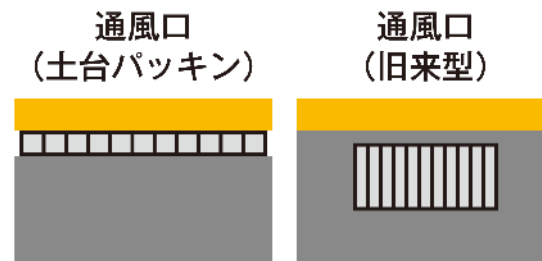
床板や床下点検口を開け、空気の通り道をつくる。



家具なども隙間を空けて配置する。押入れやクローゼットの扉も開けておく。



基礎の通風口を掃除し、通風口前にある障害物を移動し空気を通りやすくする。

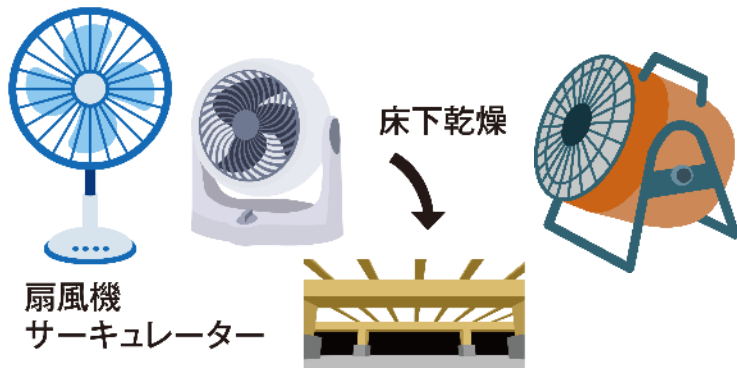


⑤ 乾燥（機材等を使用した乾燥）

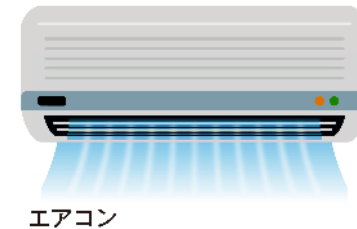
換気扇 自然換気とあわせて使用する。
雨天時は窓を閉めてキッチンやお風呂場な
どの換気扇を回す。



扇風機・サーキュレーター・送排風機
床下に向けて空気を循環させる

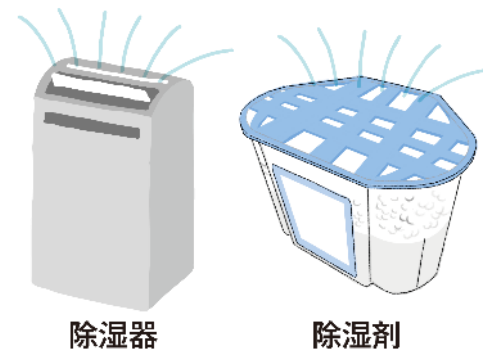


エアコン 基本的には夏季は熱中症予
防を優先して「冷房」を使用する。



※エアコンを使用しているときは窓を締め切り、換気扇も止める。

除湿機・除湿剤 所有していれば、
部屋の広さにあった除湿機を設置する



※石油ファンヒーターは燃焼時に水分を多く出すため乾燥には不向きです。冬季で使用する際は換気に努める。

その他 水害時の衛生管理について（秋田市の対応）

（2023年8月31日時点）

浸水家屋の消毒について

令和5年7月15日に発生した大雨の影響により、床上浸水した家屋の内、ご家族での消毒が困難で消毒を希望する世帯を対象に業者による消毒作業を行います。

受付方法

申込書に必要事項を記載の上、秋田市保健所健康管理課または秋田市保健所衛生検査課までご提出ください

申込書：https://www.city.akita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/586/yukaue.shinsei.pdf

消毒液の配布について

消毒液を希望する方へ、秋田市保健所健康管理課と各市民サービスセンターで配布を行います。（各市民サービスセンターでは、平日のみ配布しています。）

噴霧器の貸し出し方法

町内会の共用施設等において、衛生上の不安がある場合は、消毒用の噴霧器の貸し出しを行います。

- ・貸出対象 町内会
- ・受付場所 各市民サービスセンター（中央・北部・西部・南部（別館除く）・東部・河辺・雄和）
- ・受付時間 平日（土日祝日を除く）8時30分から17時15分まで
- ・貸出期間 半日または1日単位

その他

支援物資のご提供や資機材貸出 (2023年8月31日時点)

NPO等の支援団体の取り組みとして、コミュニティセンターや活動拠点をお借りして、被災された皆さまへ支援をお届けする支援拠点を設置しています。支援物資の配布、支援情報のご提供、清掃資機材の貸出、家屋対応説明会などを実施しています。

- **楢山地区コミュニティセンター支援拠点**
 - 時間：10時～16時 (毎週水、日休み)
 - 住所：秋田県秋田市楢山南中町 1-9
- **東地区コミュニティセンター支援拠点**
 - 時間：10時～15時 (毎週月、火、木、土休み)
 - 住所：〒010-0041 秋田県秋田市広面鬼頭 3 8
- **story cat** ※炊き出し、支援物資の提供のみ
 - 時間：10時～15時 (土曜日のみ)
 - 住所：秋田県秋田市南通亀の町 1-4
- **秋田ゆとり生活支援センター・遊学舎** ※支援物資の提供のみ
 - 時間：月～土 9:30～21:30、日・祝 9:30～18:00
 - 住所：秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24-2

この資料の取り扱いについて

災害に見舞われた方々に対して説明する資料として、PowerPoint形式でデータを公開しております。各地のご事情に併せて加工しご使用頂いて構いません。（商用利用は除きます）

ご使用の際は以下のフォームより、ご所属、お名前、連絡先、用途を記載してください。

水害にあった家屋の対応 利用報告フォーム

この資料は、2023年7月大雨の秋田市にて、被災された皆様に家屋の適切な保全方法をご理解を頂くために次の方々のご協力により作成しました。（法人格・敬称略）

- JVOAD技術系専門委員
 - 松山文紀 震災がつなぐ全国ネットワーク（MFP）
 - 肥田 浩 OPEN JAPAN
 - 小林直樹 風組関東
 - 小川耕平 全国社会福祉協議会
 - 阿部由紀 BIG UP石巻
 - 上島安裕 ピースボート災害支援センター（PBV）

- 情報提供および作成協力

秋田市社会福祉協議会、あきたパートナーシップ、レスキューアシスト、いわてNPO災害支援ネットワーク、Jump、岡山NPOセンター

- イラスト提供

震災がつなぐ全国ネットワーク、岡山NPOセンター、ピースボート災害支援センター

- 資料提供

- 震災がつなぐ全国ネットワーク（[水害にあったときに](#)）
- 災害支援ネットワークおかやま（[水害からの復旧ロードマップ](#)）

この資料は、Give2Asiaの助成を受けてJVOAD技術系専門委員会メンバーの一般社団法人ピースボート災害支援センターが主幹として作成しています。



DisasterLink
Network Member
Give2Asia